

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十九年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 エディオンかしはら店

所在地 橿原市曲川町七丁目二五番一号

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 環境企画課

- (1) 廃棄物は、リサイクル処理に努め、一般廃棄物と産業廃棄物に区分すること。
- (2) 土地及び建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができると認められる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、橿原市が定める一般廃棄物処理計画に従い、当該一般廃棄物を適正に分別し保管する等、橿原市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力すること。
- (3) 橿原市が定める一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、その運搬については橿原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者又は環境省令で定める者に委託すること。

2 社会教育課（青少年センター）

奈良県青少年の健全育成に関する条例を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十九年四月二十八日から同年五月二十八日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで